

内閣衆質二〇〇第四号

令和元年十月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森 殿

衆議院議員初鹿明博君提出国土交通省による請願権等侵害を認めた確定判決に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



衆議院議員初鹿明博君提出国土交通省による請願権等侵害を認めた確定判決に関する質問に対する答

弁書

一について

国土交通省においては、御指摘の判決において示された認定事実について、現在、事実関係の調査を行つてゐるところである。

二について

一についてでお答えしたとおり、現在、国土交通省において事実関係の調査を行つてゐるところであり、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第八十二条第一項に規定する懲戒処分を行うかどうかについては、その結果を踏まえて検討を行うこととしている。

三について

御指摘の判決を受けて、国土交通省においては、平成三十一年四月二十五日に同省大臣官房長から、同省本省内部部局の長、同省地方支分部局の長等に対して、適正な業務執行について、文書により周知を行つており、民間企業及びその役職員等に対して、法令の根拠に基づかない介入や、その疑惑を抱かれるよ

うな行為をしないよう、服務規程の保持及び法令遵守の徹底に努めているところである。